

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 15 回委員会

議 事 録

開催日時 令和5年1月27日(金) 午後14時

開催場所 大分市府内町3丁目5番7号
大分県水産会館5階 研修室

第22期大分海区漁業調整委員会第15回委員会議事録

1. 開催日時 令和5年1月27日(金) 午後14時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
足田 一 則
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
山尾 和 久
本庄 新
藤本 昭 夫
森崎 真 吾
4. 欠席委員 清家 皆 一

事務局 倉橋事務局長、大石事務局次長、中川主幹、大竹主任

農林水産部 高野審議監兼漁業管理課長

漁業管理課 甲斐主任

臨席者 東部振興局 真田康広
5. 議事録署名委員 森崎 真 吾、濱田 貴 史
6. 協議事項及び審議の結果
第1号議案 海区漁場計画について
審議の結果 次回答申することとした

7. 審議概要

事務局長

それではただいまから、第22期第15回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。本日の進行を務めます事務局長の倉橋です。よろしくお願いいたします。

はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに高野審議監からごあいさつを申し上げます。

高野審議監

(あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

議事に入ります前に、資料等の確認をお願いします。本日も資料をタブレットで用意しておりますが、本日の議案は、漁業権の一斉切り替えに伴う重要な案件になっておりますので一度お持ち帰り、ご検討いただき、次回答申をいただく予定としております。お持ち帰り用として、紙の資料もご用意しております。

資料の確認をいたします。

タブレットの確認ですが、データが入っているでしょうか。

次に、2ページの次第をご覧ください。第1号議案の「海区漁場計画について」のほかに「資源管理方針の一部変更について」を議案とする予定でしたが、もう少し検討してから委員会に諮りたいということで、次回以降の委員会において諮ることとしております。

それでは、議事に入ります。大分海区漁業調整委員会規程第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、小野会長に以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

議 長

議事に入ります前に、議事録署名委員を決めたいと思います。

森崎委員と濱田委員をお願いします。

続きまして議事に入ります。

第1号議案の「海区漁場計画について」を審議しますが、本議案は、先ほど事務局からもありましたが、漁業権の一斉切り替えに伴う重要な案件になっております。そのため、本日は、事務局からの説明を聞き、質問や議論を行います。本日の議論を踏まえて一度お持ち帰りご検討いただき、答申は、2月に開催予定にしております次回の委員会にて行うことといたします。

それでは、事務局から提案理由を説明してください。

事務局長

議案書の3ページをご覧ください。タブレットの中でも3ページとなります。漁業法第64条第4項の規定に基づき、知事から本委員会に対し意見を求められたものです。次のページが知事からの諮問文です。

次のページをご覧ください。計画の中身に入る前に、海区漁場計画の作成に関する手続き等について、先般の研修内容と重複する点も多いですが、簡単にご説明します。

「1. 漁業権について」をご覧ください。漁業権とは、一定の水面において排他的に漁業を営む権利と定義され、本県の海面における漁業権は共同漁業権が81件、区画漁業権が164件、定置漁業権が2件設定されています。

「2. 海区漁場計画の作成」をご覧ください。現在免許されている漁業権の存続期間は、令和5年度中に満了します。満了の時期につきましては、漁業権の種類毎に異なっており、下の青色の網掛け部分に記載のとおりです。なお、上から三番目の区画漁業権のうち「真珠養殖」は、満了時期が他より遅いことから、今回の作成手続きでは現行のままとし、令和5年度中に別途策定手続きを行います。

法的根拠につきましては、漁業法第62条第1項の規定に基づき、都道府県知事は5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとされています。また、都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、本委員会の意見を聴かなければならないと定められています。このように、漁業権の存続期間に合わせて本委員会の意見を聴いた上で新たな海区漁場計画を作成し、免許するという手続きが、いわゆる「漁業権一斉切替え」です。本日は、次期海区漁場計画の内容についてご審議いただき、来月に予定しております委員会にて委員会としての意見を出していただきたいと考えております。

「3. 免許までの流れ」をご覧ください。議案書の図は、令和4年11月から来年の免許までの主な手続きを示しており、青色の網掛けで太字になっている箇所が本委員会でご審議いただくものです。流れを順番に説明しますと、令和4年11月に利害関係人の意見聴取及び関係法令を所管する行政機関への協議を行いました。利害関係人の意見聴取は、漁業法改正に伴い義務づけられたもので、今回の一斉切替えで実施するのが初めてとなります。実施結果については後ほど説明いたします。

次の四角で「委員会への諮問、公聴会の開催」としているのが、本日の委員会です。本日の説明内容につきまして、来月開催予定の委員会にて答申を出していただきたいと思いますと考えております。

令和5年度をご覧ください。2月に答申いただいた内容を踏まえ、4月末までに海区漁場計画を告示します。その後区画漁業権は6月から7月中旬頃、共同漁業権及び定置漁業権は7月から10月中旬頃を目安に免許申請を受け付けます。次に、申請者の適格性を審査し、免許を与えることが適切か、区画漁業権は8月、共同漁業権及び定置漁業権は11月の委員会へ諮問、その後、答申をいただきまして、それぞれの免許存続期間満了に間に合うよう進める予定としております。免許までの流れは以上となります。

次のページをご覧ください。先ほどご説明した、利害関係人の意見聴取の結果をご説明します。ご覧いただいている資料は、パブリックコメントの結果を、県のホームページに掲載したものです。本文3行目にありますとおり、内水面と合わせ延べ16件のご意見をいただきました。なお、3件が同じ内容の意見でしたので、意見の数としては全体で14件となります。

番号5以降が海区漁場計画に関するご意見で、各意見の右の欄に県の考え方と計画への反映状況を記載しております。各意見の説明は省略いたしますので、別途ご参照ください。

11ページをご覧ください。「4. 海区漁場計画の内容について」です。漁業法第63条第1項において、海区漁場計画の要件が定められています。ひとつは、「海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと」です。これについては、国、県の関係課及び市町村に意見照会を行い、全て「異議なし」とする回答を得ました。

もうひとつの要件が「適切かつ有効に活用されている漁業権が、おおむね等しい漁業権として設定されていること」です。

ここで、「適切かつ有効」と「おおむね等しい漁業権」の考え方を説明します。資料中程の青色の網掛け部分をご覧ください。まず、「適切かつ有効」についてですが、この言葉は、漁業法改正によって新たに定められたものです。「適切」とは、「漁場利用が、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼしたり海洋環境の悪化を引き起こしたりしていないこと」をいいます。例としましては、「漁業関係法令を遵守しているか」、「漁場紛争への対応が誠実か」といった点がチェック項目となります。

「有効」とは、「漁場利用において、合理的な理由がないにも関わらず漁場の一部を利用していないといった状況が生じていないこと」をいいます。例としましては、「漁場の全てを利用しているか」「操業可能な期間を相当程度利用しているか」といった点がチェック項目となります。

現在免許されている漁業権者が「適切かつ有効」に漁場を利用しているかどうか、漁協各支店及び個別漁業権者に対してヒアリングを行いました。その結果、「適切かつ有効」に活用されているものは「継続」、そうでないものは「内容を見直して継続又は廃止」としております。

次に、「おおむね等しい漁業権」についてです。「おおむね等しい」の範囲は、漁場の現況や利用の状況、その漁場の周辺における漁場の利用の状況等を考慮して、現に免許を受けている漁業権者が従前と同様の漁業を営み得るかを実質的に判断することとされています。例としましては、今回の変更にもあります漁業種類の追加や漁場区域の変更があります。いずれも、現行の漁業権者からの要望を受けて変更するものです。

こうしたことを踏まえ、今回の漁場計画における主な見直し内容は下の枠囲みのとおりです。

一つ目は、区画漁業権における1漁業権1漁業種類の廃止です。これは、一斉切替えに伴い発出された水産庁からの技術的助言に沿った見直しで、養殖対象の魚種を明記しないこととします。具体例といたしましては、これまで「わかめ養殖業」となっていたものが「藻類養殖業」へ、「かき養殖業」となっていたものが「貝類養殖業」となります。

二つ目は、操業実態のない「地びき網漁業」の削除です。こちらも国の技術的助言に沿った見直しです。ほとんどの地区において操業実績のない地びき網漁業を、共同漁業権の漁業種類から削除します。なお、漁業権から削除された後も、漁業者が操業することは可能です。

三つ目は、「適切かつ有効」でない区画漁業権及び飼付漁業権の廃止です。先ほどご説明したように、漁業法上「適切かつ有効」に活用されていない漁業権は、継続することができません。そうしたものにつきましては、今回の切替えで廃止することとしました。なお、行使者の体調不良や漁具の修繕等合理的な理由がある場合は継続も認められることとされています。

以上が次期漁場計画策定に関する概要の説明です。続きまして、漁

場計画の告示案についてご説明します。

次のページをご覧ください。海区漁場計画を告示する際の告示案です。漢数字一の漁業権に関する事項の「別表」は、お持ち帰り用のフラットファイルの資料の内容としております。次の漢数字二の「保全沿岸漁場に関する事項」についてです。「保全沿岸漁場」とは、水産動植物の生育環境の保全等のため保全活動を実施すべき漁場として、都道府県知事が設定するものです。本県において水産動植物の保護が必要な水面は保護水面として設定していることから、今回の漁場計画においては保全沿岸漁場の設定は不要と考えております。よって、「該当なし」としてあります。

次に、漢数字三の漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項について説明します。漁業法施行規則第24条で規定されている、漁場計画を作成したときに公表しなければならない事項を記載したものです。1の海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果をご覧ください。「 」となっている箇所は、次回委員会での答申の内容を記載します。次の2「漁場図」は、県報には図の掲載は省略しますが、漁業権の区域を示した漁場図を漁業管理課に備え置いて閲覧可能とします。

次のページをご覧ください。漢数字の四「免許予定日」は現漁業権の免許の存続期間に合わせて設定しています。真珠養殖業を除く区画漁業権は令和5年8月31日までとなっておりますので、その翌日の令和5年9月1日、共同漁業権及び定置漁業権は令和5年12月31日までとなっておりますので、その翌日の令和6年1月1日としております。真珠養殖業の区画漁業権は今回の告示に基づく免許は行わないため「定めなし」としてあります。次に漢数字の五「四に係る申請期間」ですが、区画漁業権は令和5年6月1日から同年7月19日まで、共同漁業権及び定置漁業権は令和5年7月1日から同年10月15日までとしております。真珠養殖業の区画漁業権は、免許申請を受け付けるものではないため「定めなし」としてあります。

以上が告示文案です。

次のページをご覧ください。先ほどの告示文案で「別表」としていたものです。数が多いため、全ての説明は省略いたしますが、共第1号を例に、表の構成をご説明します。

まず、この表の中で黄色の網掛けとなっている箇所は、変更がある箇所です。この黄色の網掛けは、実際の告示の際はなくしますが、本日は説明用でつけております。

一番左は免許の番号を示す「漁場計画番号」で、共第1号となっています。その右からの欄が免許の内容として6項目あり、一番左は「漁業の種類及び名称」です。第1種共同漁業は魚種で免許しますので、「たこ漁業」としています。次の第2種共同漁業は、漁法で免許しますので、雑魚建網漁業のほか7種記載しています。その右の欄の漁業時期は、漁業を営むことができる期間を記載しています。その右の欄は漁場の位置で、「中津市から豊後高田市に至る間の地先」としています。その右の欄は漁場の区域ですが、次の基点の欄にありますように、陸上に設けた基点と、さらに右の欄にある点イ、口、八のような、基点から見通した点とを用いて区域を表しています。

また、区域の欄の8行から9行目に「区域1及び2を除いた区域」とありますが、漁業権の中にはこのように漁業権を放棄した区域が定められている場合もあります。共第1号の場合は、右下の枠囲みに除外区域を記載しております。

同じ区域の欄の10行目以降の「ただし」以下では、内水面と海面の境界について記載しています。枠外の注意書き2のとおり、内水面と海面の境界の多くは、最も海岸線寄りの県道又は国道に架設されている橋梁となっています。しかし、共第1号における黒川等のように、工事等により最も海岸線寄りの橋梁の位置が変わったような場合には、従来の境界を維持する必要があるため、特別に記載をすることとしています。以上が免許の内容です。

続いて、右から3番目の欄にある条件です。1では「昭和38年3月29日付け大分県告示第309号で告示された水域施設内であって、船舶の航行碇泊又は荷揚げ等に支障を及ぼす区域においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。」とし、指定された港湾内において一定の漁業を制限することで、海上交通の安全を確保することとしています。次に2では、「河川・海岸及び港湾の維持管理、保全のため、公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。」とし、公共工事の事業の執行を確保しております。なお、これらの条件については、下部の括弧書きにあるように、該当する場所のない第3種共同漁業のみの漁場計画からは除いています。

条件の欄の右の欄は、関係地区を記載しており、中津市、宇佐市及び豊後高田市としています。

最後は、免許の存続期間ですが、共同漁業権の場合は10年間ですので、「令和6年1月1日から令和15年12月31日まで」です。

表の枠外の注意書きをご覧ください。2については先ほどご説明し

ましたが、他にも3つ補足を記載しております。このうち、1にある「最大高潮時海岸線」とは、春分・秋分の日の通常の高潮時をいいます。4については、次のページをご覧ください。これは、共同漁業権で使用している呼称とそれに含まれる個別の種類を記載したものです。例えば一番上の「うに」の場合、右の欄にある「ばふんうに」をはじめとした6種が含まれていることとなります。

表の構成につきまして、区画漁業権のみ他と異なる点がございますので、ご説明します。次のページをご覧ください。ページ番号は61です。

区画漁業権において異なるのは、左から3列目「個別漁業権又は団体漁業権の別」と左から8列目「座標」がある点です。まず、個別漁業権又は団体漁業権の別ですが、こちらは漁業法改正によって新たに定めることとなったものです。漁協を漁業権者とする場合は団体漁業権、個人を漁業権者とする場合は個別漁業権として記載します。先日の研修会でも触れましたが、新規に設定する場合は原則個別漁業権でなければならず、行使者が複数いる等の理由がある場合に、例外的に団体漁業権として設定することとなります。今回新たに設定する区画漁業権につきましては、全て行使者が複数おり、個別に免許を行うと漁場の細分化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼすことから、すべて団体漁業権として設定しております。

次に、座標についてです。今回の一斉切替えにおいて、水産庁から、漁場の区域を緯度経度によって表示するよう指導が出されました。共同漁業権は市町村や県間の境界を漁業権の境界としているものが多く、これらを座標で表示することは難しいため、本県では区画漁業権のみ座標にて表示することとしました。括弧書きで「参考値」としているのは、計器による差異等を考慮したものです。

以上で表の説明を終わります。なお、真珠養殖業の漁場計画につきましては、告示の際は現行のまま告示し、再度漁場計画の変更という形でお諮りする予定ですので、今回は添付を省略しております。

次に、次期漁場計画の具体的な内容について、変更箇所を中心に説明します。次のページをご覧ください。

こちらは、今回切替えにおける漁業権の件数をまとめた表です。左から3列目にあるとおり、現行免許件数は、共同漁業権81件、区画漁業権164件、定置漁業権2件の計247件ですが、そのうち今回諮問するのは、青色の網掛けをしている真珠養殖業16件を除いた231件です。

冒頭で説明した検討を行った結果、今回切替えでは、新規が6件、廃止が24件であり、切替え後の件数は全体で18件減の229件、そのうち真珠養殖業を除くと213件となっています。廃止となる漁業権は、操業実態が確認できず、適切かつ有効に活用されていなかったことを理由とするものです。その他内容の変更を伴うものが、49件です。

次のページをご覧ください。今回の一斉切替えにおける変動を、内容毎に整理したものです。15ページが新規、次の16ページから17ページまでが廃止、18ページから21ページまでが変更となっています。これらの内容は、22ページからの漁場図にて説明しますので、この一覧表は参考資料としてください。

22ページをご覧ください。ここからは、新たに漁業権を設定するもの、漁業権の内容に変更を加えたもの及び廃止するものを、図上で説明していきます。青色は新規、緑色は変更、赤色は廃止です。なお、軽微な語句の変更、ほとんどの共同漁業権が該当する「地びき網漁業の削除」については省略しております。

まずはじめは、中津市から豊後高田市までです。ここでは、共第2号、第3号、第4号において第1種共同漁業に「ひじき漁業」を追加します。

次のページをご覧ください。中津市と宇佐市を拡大したものになります。先ほど説明したひじき漁業の追加です。

次のページをご覧ください。宇佐市と豊後高田市を拡大したものです。こちらもひじき漁業の追加の再掲です。

次のページをご覧ください。豊後高田市地先です。こちらは、あかがい養殖業の区第561号、あさり・はまぐり養殖業の区第580号、ひじき養殖業の区第611号を廃止します。

次のページをご覧ください。国東市国見町地先と姫島村地先です。ひじき養殖業の区第701号とわかめ・こんぶ養殖業の区第712号を廃止し、あさり・かき養殖業の区第770号とくるまえび養殖業の区第870号の存続期間を、これまでの5年間から10年間に変更します。この2つの漁業権は第2種区画漁業権の中の築堤式養殖業であるため、法律上の存続期間は10年間とされています。この期間は短く設定することも可能であったことから、これまでは他の区画漁業権と合わせて5年間としておりました。しかし、漁業調整上問題がないこと、漁業権者及び関係市町村も10年間とすることに異議がないことから、今回10年間に変更するものです。なお、この変更は「おお

むね等しい」範囲に含まれることを水産庁に確認済みです。

次のページをご覧ください。国東市国東町地先です。かき養殖業の区第940号を廃止します。

次のページをご覧ください。国東市武蔵町及び安岐町地先です。かき養殖業の区第1040号、1041号、1140号を廃止します。

次のページをご覧ください。杵築市地先です。こちらは変更ありません。

次のページをご覧ください。日出町及び別府市地先です。こちら変更ありません。

次のページをご覧ください。大分市地先です。こちら変更ありません。

次のページをご覧ください。こちら大分市地先の続きですが、変更ありません。

次のページをご覧ください。大分市神崎及び佐賀関地先です。あわび、わかめ、こんぶ養殖業の区第2260号とひおうぎがい、あわび、かき養殖業の区第2461号を廃止します。

次のページをご覧ください。臼杵市地先です。上から順番に、わかめ、こんぶ養殖業の区第2511号、わかめ、あわび、こんぶ養殖業の区第2563号、わかめ養殖業の区第2712号、わかめ養殖業の区第2711号、たい・いさき飼付漁業権の共第110号を廃止します。

次のページをご覧ください。津久見市地先です。あわび、さざえ養殖業の区第2861号とわかめ、こんぶ養殖業の区第2812号を廃止します。

次のページをご覧ください。佐伯市上浦地先です。ぶり飼付漁業権の共第102号を廃止します。変更箇所ですが、東から順番に見ていきますと、まず、くろまぐろ養殖業の区第3239号の条件を変更します。条件において定めている生け簀の面積及び規格を変更するものです。

次に、その西側にあるくろまぐろ養殖業の区第3231号と魚類小割式養殖業の区第3230号です。現状は、区第3231号の漁場区域の北半分に、区第3230号が重複して設定されております。北側にある区第3230号を現在の区第3231号の漁場区域まで拡大し、区第3231号の漁場を縮小し、南側に移動します。次に、その西側にある魚類小割式養殖業の区第3237号です。こちらは、漁場を拡大し、位置を東側に移動するものです。以上が佐伯市上浦地先で

す。

次のページをご覧ください。旧佐伯市地先です。こちらは変更ありません。

次のページをご覧ください。佐伯市鶴見地先です。青色の新規設定する漁場から説明します。今回5つの区画漁業権を新設しますが、いずれも試験養殖を行っており、養殖の目処が立ったことから設定に至ったものです。なお、対象魚種は全て「かき」です。

続いて、緑色の変更箇所について説明します。かき養殖業の区第3840号は、漁場区域を西側に拡大し、隣接する区第3832号の一部と重複する形とします。次に、魚類小割式養殖業の区第3830号は区域を拡大するものです。

次のページをご覧ください。佐伯市鶴見地先の続きです。大島の南側にあるくろまぐろ養殖業の区第4132号と区第4134号を廃止します。次に、変更する漁場ですが、鶴見の丹賀浦にあるかき養殖業の区第4041号の区域を縮小します。また、大島の北側にあるくろまぐろ養殖業の区第4131号の区域を拡大し、条件で定めている天然種苗を活かすことのできる生け簀の台数を増やします。同じくろまぐろ養殖業の区第4132号を廃止するため、生け簀の台数が全体として増えるものではありません。鶴見地先は以上です。

次のページをご覧ください。佐伯市米水津地先ですが、こちらは変更ありません。

次のページをご覧ください。佐伯市入津湾ですが、こちらでも変更ありません。

次のページをご覧ください。佐伯市蒲江と名護屋地先です。まず、蒲江地先はひおうぎがい養殖業の区第4551号と魚類小割式養殖業の区第4532号を廃止します。区第4551号を廃止した区域には、貝類養殖業の区第4521号を新設します。こちらは真珠母貝の養殖で、試験養殖の結果養殖の目処が立ったことから設定するものです。

続いて、名護屋地先ですが魚類小割式養殖業の区第4630号を廃止します。

漁業権の変動につきましては、以上です。また、漁場計画中の細かい文言につきましては、今後字句の訂正の必要が生じた場合は、事務局において対応することについてご了承いただきたいと思います。

次のページ以降は、ここまでご説明した区画漁業権の新設・変更について、漁業権ごとに作成した漁場図です。説明は省略しますので、

詳細な位置等を確認する際にご活用ください。

本日の諮問につきましては、内容が豊富ですので、採決については次回委員会をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長 事務局から説明がありましたが、豊富な内容で一度に理解しにくいとは思いますが、この件につきましてご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。

漁業権の座標についてですが真方位ですか、磁針方位でしょうか。

大石事務局次長 原則、真方位で記載しておりますが、一部の漁場については磁針方位を採用している場所があります。その場合は、かっこ書きで磁針方位と標記しています。

議長 わかりました。磁針方位の場合はかっこ書きで記載しているということですね。

一度に説明をうけたので質問も難しいとは思いますが。地元のことはよくわかっていると思いますが、それ以外の地域のことは、わからないこともあると思います。

新しい漁業法によって特に区画漁業権についてなどポイントが変わっております。そのあたりのことも、十分検討していただきたいと思います。

ご質問もないようですので、第1号議案については、今回の説明をうけて、一度持ち帰り内容を検討していただき次回答申したいと思います。これをもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 ご審議お疲れ様でした。

次回委員会は2月16日 14:00からを予定しておりますのでよろしく願いたします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第15回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和5年1月27日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員